

事 務 連 絡  
令和 7 年 6 月 10 日

各  $\left[ \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{市 町 村} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$  母子保健主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金（うち「1 か月児」及び「5 歳児」健康診査支援事業」）に係る Q&A について

平素より、母子保健行政に格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金（うち「1 か月児」及び「5 歳児」健康診査支援事業」）に係る Q&A を作成しましたので、各種事業の実施に当たりご参照いただきますようお願いいたします。

（担当）

こども家庭庁成育局

母子保健課 母子保健係

Tel:03-6862-0413

E-mail:boshihoken.kakari@cfa.go.jp

別添

令和7年度（令和6年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金（うち「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業」）に係る Q&A

**【1か月児及び5歳児健康診査支援事業】**

問1 1か月児健康診査と5歳児健康診査はどちらも実施することが必要か。

（答）

- 一方の健康診査（以下、「健診」という。）のみの実施でも国庫補助の対象となりますが、出生早期の身体疾患等のスクリーニングを主目的とする1か月児健診、発達障害等のスクリーニングを主目的とする5歳児健診のいずれも重要と考えており、早期の全国展開に向けて、積極的に2つの健診の実施を進めていただきたいと考えています。

**【1か月児及び5歳児健康診査支援事業】**

問2 実施対象者について、実施要綱上に定められる時期を超える、または満たさない場合は対象とならないか。特に5歳児健康診査について、事前の聞き取りやアンケート等を組み合わせて、発達等に課題のある幼児等を対象に健康診査を実施した場合、スクリーニングの実施時期および健康診査の実施時期が標準的な実施期間の範囲外であっても国庫補助の対象となるか。

（答）

- 原則として、実施要綱に定めた時期の乳幼児を対象に健診を実施していただくこととなります。ただし、例えば家庭の事情やゴールデンウィーク・年末年始等の連休等により、当該時期に健診を受けられなかったため、実施する時期が多少前後した場合等については、国庫補助の対象として差し支えありません。

**【1か月児及び5歳児健康診査支援事業】**

問3-1 実施対象者の保護者全員にアンケートを実施し、その中から発達障害等の疑いのある幼児に対してのみ、5歳児健康診査を行う場合は対象となるか。

（答）

- 乳幼児健診については、全ての乳幼児の健康の保持及び増進が図られるよう、対象となる年齢の乳幼児全てに対し、医師及びその他医療専門職（以下「医師等」という。）による健診を実施することが望ましいと考えています。

- このため、まずは、5歳児健診について、保育所・幼稚園・認定こども園等（以下「保育所等」という。）における定期健康診断等の機会を活用する等により上記の健診を実施する「園医方式」や、医師、保健師、心理専門職等がチームを組み、保育所等や家庭を巡回して上記の健診を実施する「巡回方式」を組み合わせて実施する場合も国庫補助の対象となりますので、対象となる年齢の幼児全てに、医師等による健診が実施されるよう、実施要綱の留意事項を参照いただき、柔軟な対応を検討ください。

- 一方で、地域によっては、5歳児健診を実施するために必要な医師等の十分な確保が困難な場合もあると承知しています。

このため、当面※の対応として、

1 事前の聞き取りやアンケート等を組み合わせて、発達等に課題のある幼児等を対象に健診を実施することや、

2 保育所等の定期健康診断等を活用することを含めて、管内の一部地域において健診をモデル実施すること（上記1に記載の方法による実施を含む）

も差し支えないことといたします。

なお、現在、こども家庭科学研究班において、「全5歳児を対象に医師が診察する健診」と「事前のスクリーニング等により発達等に課題があると判断された5歳児を対象に医師が診察する健診」との効果の比較や、これらの健診に関するエビデンスの収集等を進めています。

その結果を踏まえ、今後、本事業の実施方法のあり方を検討する予定であり、当該検討の結果については、改めてお知らせいたします。

※ 少なくとも今後2～3年間程度

- ただし、上記「当面の対応」により本事業を行う場合であっても、実施要綱の（5）項目等に定められる事項については全て実施する必要があります。

また、5歳児健診を担当する医師等の確保を含む実施体制の整備に向けて、都道府県とも連携し、医師等に対する研修の実施や、医師会等の関係団体との医師派遣の調整等、必要な対応を行っていただくようお願いいたします。

- このほか、上記「当面の対応」の1の健診を実施する場合には、
  - ① 発達等に課題のある幼児等の判断については、保育所等とも連携し、普段から当該幼児と関わりのある保育士等からの聞き取り等により、集団生活におけるこどもの様子を踏まえて適切に判断を行うこと、
  - ② 保育所等に通っていない幼児（いわゆる未就園児）等、①による判断が困難な幼児については、健診の対象とすること、
  - ③ 発達等への課題が指摘されていない場合でも、必要に応じて、適切な生活習慣を身につけるための保健指導や育児に関する相談等の子育て支援を行うこと、等、実効性のある健診を実施いただくようお願いいたします。

## 【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問3－2 事前の聞き取りやアンケート等を組み合わせて、発達等に課題のある幼児等を対象に健康診査を実施する場合、既に医療や療育を受けている幼児は対象から外してよいか。

(答)

- 事前の聞き取りやアンケート等を組み合わせて、発達等に課題のある幼児等を対象に健診を実施する場合、既に医療や療育を受けている幼児については、対象から外しても差し支えありません。

ただし、この場合であっても、対象児の状況を把握している関係機関（療育機関等）との情報共有や連携を十分に行い、切れ目のない支援体制を確保するよう努めてください。

また、既に医療や療育を受けている場合であっても、5 歳児健診の機会を活用して、保護者からの相談に応じることや、就学に向けた準備や支援の調整を行うことは有意義であるため、保護者から健診受診の希望があった場合には、希望される内容に応じて、柔軟に対応するよう努めてください。

## 【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問4 1 か月児健康診査の実施に当たり、赤ちゃん訪問等において、実施要綱の（5）項目等に定められる事項の一部の把握を行うことで、全ての事項の確認を行う場合は対象となるか。

(答)

- 本事業における1 か月児健診は、対象となる年齢の乳児全てに、医師等による健診を実施することとしております。また、実施要綱の（5）項目等に定められる事項については全て実施する必要があります。
- なお、1 か月児健診時に、赤ちゃん訪問等で事前に把握された内容（新生児聴覚検査、先天性代謝異常等検査の実施状況の確認やビタミンK<sub>2</sub>投与の実施状況、育児上問題となる事項）を医師が確認した上で、健診を行う場合は国庫補助の対象として差し支えありません。ただし、医師が健診時に確認していない場合や、健診後に赤ちゃん訪問等で確認する場合は、国庫補助の対象外となります。

### 【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問5 1 か月児健康診査を実施する医療機関（以下「実施機関」という。）から市町村に報告される健康診査の結果は、どの範囲まで報告される必要があるか。

（答）

- 基本的には、すでに各市町村で実施している、医療機関に委託して行う乳幼児の個別健診において、市町村が求めている報告内容や頻度（以下「報告内容等」という。）と同様の考え方で、報告内容等を決めていただいて差し支えありませんが、「乳幼児に対する健康診査の実施について」（平成10年4月8日児発第285号厚生省児童家庭局長通知）の第1に定める総則的事項もご参照の上、事後指導や精密検査等に適切につなげるために必要な事項が遅滞なく報告されるよう、実施機関と連携してください。特に、1 か月児健診について受診の催促をしても未受診の場合や、保健師等による子育て支援がすぐに必要となる場合等については、速やかな情報共有が行われることが必要となります。

### 【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問6 1 か月児健康診査を実施する医療機関（以下「実施機関」という。）に委託して行う個別健康診査について、国庫補助の対象となるのは、国庫補助対象期間中に実施された健康診査分なのか、あるいは、国庫補助対象期間中に実施機関からの請求があった健康診査分なのか。

（答）

- 国庫補助対象期間中に実施された健診分が国庫補助の対象となります。

### 【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問7 5 歳児健康診査の実施方法において、「原則として集団健康診査」とあるが、個別健康診査でも国庫補助の対象となるか。

（答）

- 5 歳児健診においては、医師、保健師、心理専門職、福祉、教育部門等の多職種との連携を通して、支援体制を築きやすいこと等から集団健診が望ましいため、実施要綱において、5 歳児健診については、「原則、市町村保健センター等において行う集団健康診査」として実施するよう定めています。なお、個別健診による実施を補助の対象外としているものではなく、医療機関に委託して個別健診として実施した場合であっても、必要な健診内容が実施され、その健診結果を踏まえて、必要な対応として、保健指導、カンファレンス等が多職種にて実施される場合は国庫補助の対象となります。

## 【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問8 5 歳児健康診査の実施方法において、園医方式とは、具体的にどのような方法を想定しているのか。

(答)

- 5 歳児健康診査マニュアル（令和3 年度～5 年度 こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）においては、「園医が毎年行う健診を5 歳児健診として実施するというものです。園医は普段から園児に関する相談に乗っていて、保育士等ともコミュニケーションが取れているというメリットがあります。そのため効率よく要点を絞って健診することができます。さらに保護者も園医には親近感があるため、園医からの様々な指摘に納得しやすく、また相談もしやすいというメリットがあります。5 歳児健診を園医が担当するようになって、普段から保育士等から相談されることで園の果たす役割を再認識することもあります。園と保護者と園医の三方にメリットのある園医方式もよい工夫の例と言えるでしょう。園医方式の場合においても自治体が主体となり園と連携しながら、保健指導、専門相談やフォローアップ体制につなげることも重要です。」とされています。

また、園医方式を実施する際に、園の保育士等や、自治体の保健師、心理担当職員等が園児の集団行動の場面を観察し、園医がその結果の報告を受けて、健診を実施することで差し支えありません。

なお、園医方式で実施する際には、対象となる年齢の幼児全てに、医師等による健診が実施されるよう、保育所等に通っていない幼児（いわゆる未就園児）や保育所等における健康診断に欠席した児等についても、個別健診又は市町村保健センター等で行う集団健診等により、健診の対象とする必要があります。

## 【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問9 5 歳児健康診査の実施方法において、巡回方式とは、具体的にどのような方法を想定しているのか。

(答)

- 5 歳児健康診査マニュアル（令和3 年度～5 年度 こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）においては、「専門の医師や心理担当職員、保健師などが保育所等を訪問して実施します。具体的には、事前に保護者が記入した問診票を参考にしながら、5 歳児（年中組）の教室でこどもたちの行動を観察するというものです。利点としては①こどもたちの集団行動の場面を観察できる、②こども同士のかかわり方を観察できる、③保育所等の先生方と直接相談できる、という3つが挙げられます。保護者が同席することが多いですが、事前に保護者の同意を取得し、保護者がいない場面での様子を観察し、事後に保護者に結果を報告することもあります。」とされています。

なお、巡回方式で実施する際には、対象となる年齢の幼児全てに、医師等による健診が実施されるよう、保育所等に通っていない幼児（いわゆる未就

園児）や保育所等における健康診断に欠席した児等についても、個別健診又は市町村保健センター等で行う集団健診等により、健診の対象とする必要があります。

### 【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問 10 5 歳児健康診査の実施要綱の（3）健康診査を実施する担当者に定められる事項において、「十分な経験を有し、幼児の保健医療に習熟した医師、保健師、管理栄養士、心理相談を担当する者等により実施すること」とあるが、医師が参加しなくても国庫補助の対象となるか。

（答）

- 健康診査は、医師の参加のもと実施してください。そのうえで、幼児や発達障害等の診察に習熟していない医師のみで、診察を行うことが困難な場合には、心理担当職員や言語聴覚士等の専門職によるサポートにおいて、健診を実施することは差し支えありません。

### 【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問 11 5 歳児健康診査の実施要綱の（5）項目等における「⑥ その他の疾病及び異常の有無」について、胸腹部への聴診や触診等の診察を想定しているのか。

（答）

- 5 歳児健康診査マニュアル（令和3 年度～5 年度 こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）においては、「（5 歳児健診における医師の診察について）医師や保健師等がこどもと会話をしたり、所作を指示し、その様子や反応を医師が評価します。胸腹部への聴診や触診などの診察は必須ではありません。必要に応じて、胸腹部への聴診、触診、目や耳などの診察を追加します。」とされています。5 歳児健診において、実施要綱の（5）項目等における「⑥ その他の疾病及び異常の有無」は、国として特に指定するものではなく、自治体の実情や課題に鑑みて、自治体で疾病や異常について設定していただくということで差し支えありません。その評価にあたって、必要な問診、視診、触診、聴診、検査等の方法については、健診を行う医師の判断で差し支えありません。そして、医師は事前にその他医療専門職のスタッフが収集した情報を参考にしながら、集団における立ち振る舞い等の評価を実施いただくということで差し支えありません。

### 【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問 12 5 歳児健康診査を複数日にわたって実施した場合も国庫補助の対象となるか。

(答)

- 5 歳児健診を複数日にわたって実施することは問題ありません。また、その間隔についての具体的な規定はありませんが、対象者が4 歳6 か月から5 歳6 か月の期間内に健診を実施するようご配慮をお願いします。

### 【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問 13 問 3－1 の回答で、「対象となる年齢の乳幼児全てに対し、医師等による健診を実施すること」とあるが、健康診査の受診率が100%となることは難しい。この「全てに実施」とはどこまでの範囲をいうのか。受診率が低くても国庫補助の対象となるか。

(答)

- 「全てに実施」とは、市町村として対象年齢の児全てを対象とした健診体制を整備し、実施することを意味しています。実際の健診の受診率が100%に満たない場合であっても、市町村として全対象者に健診の案内を送付する等、全ての児を対象とした健診を実施している場合は国庫補助の対象となります。

### 【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問 14 5 歳児健康診査において、同時に歯科医師等による歯科健康診査（診察とフッ素塗布）を実施する場合、その費用は国庫補助の対象となるか。

(答)

- 5 歳児健診は、実施要綱にお示ししたとおり、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的としています。実施要綱の（5）項目等における「⑥ その他の疾病及び異常の有無」に、歯科健診は想定しておりませんが、実施内容は自治体に委ねられておりますので、自治体が歯科健診を実施した場合には、その費用を対象経費として計上することは、差し支えありません。

### 【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問 15 5 歳児健康診査における問診表について「参考にすること」とされているが、問診票の内容を変更してもよいか。

(答)

- 問診表については、各市町村が地域の実情に応じて内容を変更することは可能ですが、少なくとも実施要綱の（５）項目等に定められる事項を全て把握するのに必要な項目とする必要があります。問診表は健診の質を担保するための重要なツールであるため、5 歳児健康診査マニュアル（令和３年度～５年度 こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）等を参考に、対象児の特性や発達状況を適切に把握できる内容となるよう工夫してください。

### 【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問 16 集団健康診査を実施する際に、地方交付税措置されているほかの乳幼児健康診査（例：3 歳児健康診査）と 5 歳児健康診査を同日・同会場において実施してよいか。

(答)

- 地方交付税措置されている他の健診と 5 歳児健診を同日・同会場において実施することは差し支えありません。一方で、対象経費については、地方交付税と重複しないよう整理を行ったうえで、申請をお願いします。